平成２３年（フ）第２７６号
兵庫県西宮市山口町下山口５丁目２番１号トワイライト201号、前住所兵庫県西宮市山口町下山口４丁目14番８号
債務者　新本　利香
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目５番16―106号
債務者　上田　貞子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目12番地
債務者　川本　康晴
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４００号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目７番25―104号
債務者　末神　初枝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０２号
兵庫県西宮市すみれ台３丁目９番地２
債務者　永井　邦彦
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０３号
兵庫県西宮市すみれ台３丁目９番地２
債務者　永井　弥生
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１６号
兵庫県西宮市上大市２丁目１番17号
債務者　大多和久子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８０号
奈良県生駒郡平群町吉新１丁目６番１号
債務者　福本龍一郎
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ１―503号
債務者　田中まどか
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
奈良市菅原町317番地の３
債務者　冨永　泰代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２５号
奈良市南紀寺町３丁目280番地の７
債務者　宮崎　和正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1431番地２
債務者　國石真由美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市布勢70番地５　パークマンション202号、旧住所鳥取県鳥取市吉成２丁目10番19号
債務者　松井　**隆**幸
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
島根県飯石郡飯南町頓原2328番地13
債務者　三上　義光
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７３号
愛媛県松山市南高井町1119番地３
債務者　松下　春雄
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
愛媛県松山市天山１丁目５番６号
債務者　安永　恵輔
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４号
愛媛県松山市祝谷町１丁目５番35号　アルファライフ道後101号
債務者　**藤**本　政俊
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
愛媛県松山市青波町甲150番地１
債務者　都築　佳奈
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松山地方裁判所